

○厚生労働省令第九十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年三月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

改	出	前	後
改	出	前	後
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量			
(略)			
生物学的製剤			
検定を受けるべき 医薬品	手数料	試験品の数量	
(略)	(略)	(略)	
pH 4 处理酸性人 免疫グロブリン	357,400円 2本	内容量が10mL、25mL、50mL、 <u>100mL又は200mL</u> であるとき。 2本	
(略)	(略)	(略)	